

令和5年度茨城県消費生活相談員養成講座業務委託募集要領

1 業務の目的

この業務は、消費生活に関する相談を担える人材を養成することができる法人(以下「法人」という。)に対し、消費生活相談員の資格取得に役立つ講座の企画、運営等を委託することにより、より効果的・効率的に相談業務従事者の育成を図る。

2 実施方法

受託を希望する法人から企画提案を募り、選考を経て1法人を決定し当該業務を委託して実施するものとする。

3 委託業務の概要

- (1) 業務名 令和5年度茨城県消費生活相談員養成講座業務委託
- (2) 業務内容 令和5年度茨城県消費生活相談員養成講座業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託金額 委託業務の執行限度額3,298,680円
(消費税及び地方消費税等の額299,880円を含む)
- (4) 履行期間 令和5年4月1日から委託業務終了日(又は令和6年1月31日のいずれか早い日)まで

4 募集資格

次の条件を全て満たす法人とする。

- (1) 業務委託を遂行するための十分な組織、人員を有すること。
- (2) 消費生活行政の推進に係る意義を理解していること。
- (3) 消費生活相談員の養成に係る同様の業務の実績を有すること。
- (4) 定款又は規約を有し、募集開始日以前に1年以上の業務実績を有すること。
- (5) 県内又は近隣都県に事務所を有すること。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主な目的とする組織、団体でないこと。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県への入札への参加の制限を受けていない者であること。
- (8) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

5 応募方法

- (1) 応募期間 令和5年2月16日(木)から令和5年3月2日(木)まで
- (2) 応募書類
 - ア 令和5年度茨城県消費生活相談員養成講座業務委託応募書(様式第1号)
 - イ 法人の概要書(様式第2号)
 - ウ 企画提案書(様式第3号~第5号)
 - エ 業務に要する経費見積書(様式第6号)
 - オ 消費生活に関する活動実績(様式第7号)
 - カ 資格要件に係る申立書(様式第8号)

キ 法人の定款、寄付行為又はこれらに類する書類

ク 法人登記事項証明書

ケ 役員名簿

コ 直近1年間の収支計算書、貸借対照表及び財産目録

サ 団体の概要等が記載されたパンフレットなど

※ 書類の大きさはA4判に統一すること。ただし、パンフレット等でA4判ではないものを除く。

(3) 提出部数 正本1部及び副本5部(コピー可。但しケの副本は1部でよい。)

(4) 応募書類の提出方法及び提出先

①提出方法

提出する提案は1案とし、書面(電子メール等で提出されたものを含む)により提出すること。

提出は提出期限の午後5時までとする。

直接持参する場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで(土、日曜日を除く)とする。

②提出先

茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号 水戸合同庁舎内

電話 029-224-4722 FAX 029-226-9156

E-mail syose@pref.ibaraki.lg.jp

6 質問及び回答

(1) 受付期間 公募開始日から令和5年2月20日(月)まで

(2) 提出場所 茨城県消費生活センター

(3) 提出方法 電子メールによること。

(4) 回答方法 茨城県消費生活センターのホームページ上に公開する。

7 審査方法等

(1) 審査方法

茨城県消費生活センター(以下「県センター」という。)が設置する審査会において、提案書の内容について書面及びプレゼンテーションにより総合的に審査し、最も優れていると判断される提案を行った者を委託候補者として選定する。

(2) 提案者の失格事項等

①次のいずれかに該当する者は失格とする。

ア 参加資格要件を満たさない者

イ 提案書を提出期限までに提出しなかった者

ウ 提案のプレゼンテーションに参加しなかった者

エ 当該審査会の審査員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本公募に関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者

②提出された提案書が次のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

ア 提出方法がこの要領に適合しないもの

イ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

エ 記載内容がこの要領に適合しないもの

(3) プレゼンテーション

ア 期日 令和5年3月16日(木)の午前中

なお、詳細な時間については別途通知する。

イ 場所 茨城県水戸市柵町1-3-1水戸合同庁舎内会議室

ウ 発表者 プレゼンテーションは、原則として本業務の責任者が発表すること。

(4) 審査結果の通知

全ての提案者に対し、書面(電子メール等を含む)をもって通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

8 契約締結

審査結果に基づき、委託候補者と委託業務に係る具体的内容について協議を行い、見積書を徴し、その結果県センターと委託候補者との間で委託内容及び委託金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。

なお、この交渉に参加した者が、「4 募集資格」の要件を満たさなくなったとき、又は上記の協議が整わないときは、契約を締結しないこととする。

この場合は、次点者と契約の締結交渉を行うこととする。

9 その他

(1) 書類等の作成に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。

(3) 提出された提案書等は、当該委託業務以外の目的で公開、使用しないものとし、審査作業等に必要範囲において複製することがある。

(4) 当該委託業務の内容は、提案書及びプレゼンテーションの内容に拘束されるものではなく、8の協議において業務の追加、変更、又は削除を行うことがある。

(5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(6) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけない。

(7) 受託後の注意事項

①県センターは、本委託業務の実施状況について、必要に応じて受託者に説明及び報告を求め、又はこれに関する帳簿その他関係書類を閲覧・調査することがある。

②県センターは、受託者がこの業務を遂行することに不適合であると認めたときは委託契約を解除することがある。

③本委託業務の実施に当たっては、県センターと十分協議を行いながら業務を遂行するものとする。なお、事業内容については、変更・修正する場合がある。

また、協議により県センターから指示があった場合には、その指示に従い業務を実施すること。

(8) 当該公告に係る令和5年度当初予算が否決された場合には、当該公告によって生じた権利義務は効力を失うものとする。